

老齢・退職給付 支給繰下げ希望届書 (老齢年金の繰下げ意思確認書)

<はじめにお読みください>

本来支給(65歳以降)の老齢厚生年金・退職共済年金は、受給開始を1年以上繰り下げる(遅らせる)ことにより、繰り下げた月数に応じて増額させることができます(詳細は裏面参照)。

下欄にて年金の受取方法を選択いただき、記入日、氏名、基礎年金番号を記入の上、「**老齢・退職給付 年金請求書**」と一緒に提出ください。

なお、66歳到達前(受給権取得日から1年経過する前)に障害給付(障害基礎年金を除く)又は遺族給付の受給権を有する場合、もしくはすでに日本年金機構や公務員共済から65歳以降の老齢厚生・退職共済年金の決定を受けている場合は繰下げができません。この場合、この書類は提出不要です。

本来支給(65歳以降)の老齢・退職給付について、希望する項目の□に✓をつけてください。

【現在 66 歳未満の方 (受給権発生日から1年を経過していない方)】

| | |
|--------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> | ① 繰下げは希望しません。65歳(受給権発生)時点から年金を受給します。 |
| <input type="checkbox"/> | ② 繰下げを希望します。今後、受給開始を希望する月の前月に別途手続きを行います。(※1) |

【現在 66 歳以上の方 (受給権発生日から1年を経過している方)】

| | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ① 繰下げは希望しません。65歳(受給権発生)時点でさかのぼって年金を受給します。(※2) |
| <input type="checkbox"/> | ② 繰下げを希望します。今後、受給開始を希望する月の前月に別途手続きを行います。(※1) |
| <input type="checkbox"/> | ③ 繰下げを希望し、現時点まで繰り下げた年金を請求します。(※3) |

(※1) 繰り下げた年金の受給を開始するときは、「老齢基礎・厚生年金裁定請求書/支給繰下げ請求書(様式第235-1号)」を提出してください。請求日の翌月分から支払を行います。

(※2) 70歳(受給権発生から5年)到達後に請求する場合、請求日の5年前の日の翌月分から支払を行います。この場合、請求日の5年前の日に繰下げ請求をしたものとして年金額を増額します(平成29年4月1日以後に65歳到達(受給権発生)した人に限ります)。

(※3) 「老齢基礎・厚生年金裁定請求書/支給繰下げ請求書(様式第235-1号)」の添付が必要ですので、私学事業団までご連絡ください。私学事業団ホームページからのダウンロードも可能です。請求日の翌月分から支払を行います。

日本私立学校振興・共済事業団 理事長殿

令和 年 月 日

| | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|
| 請求者氏名 | | | | | | | | | | | |
| 基礎年金番号 | | | | | | | | | - | | |

本来支給（65歳以降）の老齢厚生年金・退職共済年金の支給繰下げについて

支給繰下げの概要

「本来支給の老齢厚生年金・退職共済年金」の受給開始を1年以上繰り下げる（遅らせる）ことにより、繰り下げた月数に応じて増額（1月あたり0.7%増）された老齢厚生年金・退職共済年金を受給することができる制度です。繰下げ期間の上限は、受給権発生日ごとに異なります。本来支給の受給権発生日が平成29年4月1日以降の人は原則最長10年（120月）、平成29年3月31日以前の人は最長5年（60月）です。

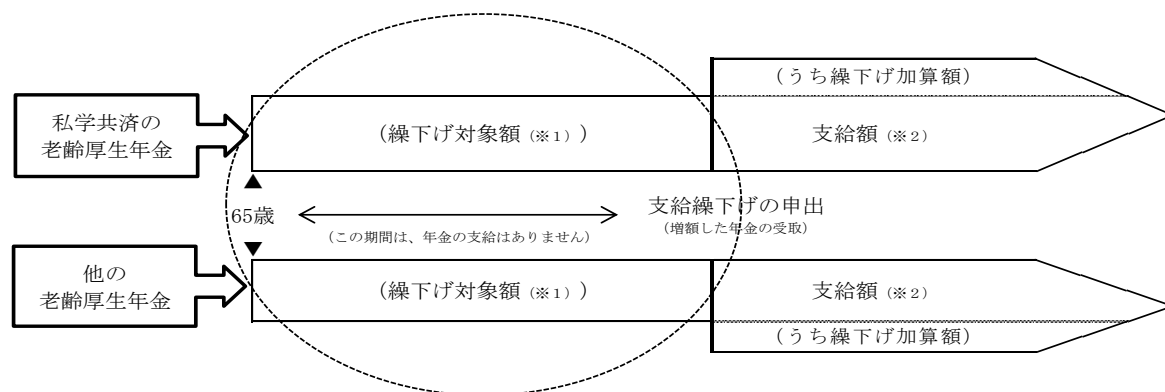
ただし、在職中の場合は、繰り下げしなければ受給できたであろう額（在職停止後の額）が増額される対象額になります（加給年金額は増額される対象額になりません）。

なお、支給繰下げは、日本年金機構や公務員共済の老齢厚生年金（老齢基礎年金を除きます）と一体的に行わなければなりません。一方のみ繰り下げることにはできませんのでご注意ください。

支給繰下げができる人

支給繰下げができるのは、以下の条件をすべて満たしている人です。

- 平成19年4月1日以降に年金の受給権が発生する人で、本来支給（65歳以降）の年金の受給権が発生してから1年を経過するまでの間に、老齢厚生年金・退職共済年金の決定を受けていない人
- いずれの実施機関においても本来支給（65歳以降）の老齢厚生年金・退職共済年金の決定を受けていない人
- 年金の受給権が発生してから1年を経過するまでの間に、障害基礎年金を除く障害給付・遺族給付（以下「障害給付等」という）の受給権を有していない人
（年金の受給権が発生してから1年を経過した後に障害給付等の受給権が発生した場合、それ以降繰り下げることができなくなります。）
- 一元化前のいずれの制度においても65歳以降の老齢厚生年金・退職共済年金を受給していない人



同時に繰り下げる必要があります。
一方のみを繰り下げることにはできません。

※1 繰下げをしなければ支給される額
（在職中の方は、支給停止された残りの部分。
加給年金額は増額される対象額にはなりません。）

※2 申出の翌月分から繰下げ後の増額された受給額で支給開始

支給繰下げの手続きについて

「老齢基礎・厚生年金裁定請求書／支給繰下げ請求書（様式第235-1号）」は、66歳以降または受給権発生から1年（12月）経過後で受給を希望する月の前月中に提出してください。受給開始は、申出をした（提出した）月の翌月分からとなります。用紙請求は、私学事業団までご連絡ください。私学事業団ホームページからのダウンロードも可能です。

提出時期の例 5月3日生まれの場合

繰下げ期間1年で受給開始したい場合 → 翌年5月に提出してください

6月分から支給開始となります。